

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

娘を連れて家を出た妻 離婚すれば娘の親権は…

大変厄介なことが起こりました。妻が娘を連れて、家を出てしまったのです。結婚したのは3年前。いわゆるできちゃった婚で、式も挙げないまま、私がつと親と住んでいる家での結婚生活になりました。出産後は、母が育児も家事もやってくれるので、妻はわりと楽に会社復帰ができました。母は教員を定年まで勤めた人なので、家事はともかく育児は、しんどい大変だと言いながらもよくやってくれました。それなのに妻は時々私に愚痴をこぼすので、ぜいたくなことを言う、もともと感謝してよと思っていました。家を出て親子3人で暮ら

したいとまで言われた時は、じやお前は勤めを辞めるのかと言ったら、辞めても構わないとふてくされるので、手を上げたこともありません。すぐに私は謝つたし、暴力はその時だけです。家出後調べたら、大方の私物は家になく、会社に電話をしたら、1カ月前に辞めていると言うではありませんか。実家に電話をしてもらちが明かず、警察

に言っても取り合ってくれず、もちろん携帯はつながらず、おろおろしているうちに弁護士から書面が届いたのです。離婚と親権を望むとのこと、交渉は以後弁護士を通してくれと、狐につままれたような話です。母は、元々そんな人なのだから離婚は仕方がない、でも娘のために親権は絶対に取ってくれと珍しく半狂乱になっています。

弁護士同士の話し合いで家裁での調停になり、 子供が小さい時は8割方母親に親権が渡ります。

それは大変な事態ですね。焦燥はお察しします。慰めるわけではないのですが、最近では似たような話をよく聞きますよ。ネット時代、人の付き合い方が全体にとっても希薄になっっているようです。淡く広く、狭く深く人と付き合うには、多大のエネルギーが必要ですからね。互いに省エネで生きてきて、急に夫婦になり面と向かい合わざるを得なくなる。子供もできた。その試練は、互いの深い愛情と忍耐と理解なくして乗り切れるはずはありません。家庭円満の秘訣として、夫は親ではなく嫁の味方をすべきなのです。でないと、妻は孤立を深め、夫婦関係は破綻に向かいます。家族3人で暮らしたいという心からの叫び声を、簡単に却下されては、もうこの人とはやっていけないと絶望的になったのでしょう。奥様の気持ちもよく分かります。

さてこの後ですが、弁護士が入ってくれば、本人ではなく弁護士との話し合いになるので、こちらも弁護士を立ててもよいのですよ。話し合いの場合は、家裁での調停になると思います。ご相談者が心から復縁を望むのであれば、母親との別居はもちろん、心を入れ替えるほどの強い覚悟が必要でしょう。もつとも、奥様の意思が強固で翻意が無理なのであれば、あとは離婚の条件だけです。親権は子供が小さい時は、8割方母親に行きます。子供には母親が必要と考えられているのです。もし奥様が子供を置いて家を出、子供と離れている期間が長ければ長いほど、その現実の期間を重視して、実際に面倒を見ていた父親も親権が取りや

すくなります。そのこともおそらく分かった上で、奥様は娘さんを連れて家を出ることにし、着々と準備をしていたのでしよう。親権を奥様が取れば、養育費の支払い義務が発生しますが、その額は、互いの収入に基づく算定表があつて、わりと一律に決まります。あとは子供との面談交流権（面接交渉権）を裁判所などの程度認めてもらえるかどうかですね。その他には財産分与や慰謝料の話も出るでしょうけれど、どちらでも大した額にはならないと思います。

